

植民地統治初期台湾における法院通訳の人事

— 制度設計・任用状況・流動性 —¹⁾

岡 本 真希子

本稿は、日本の植民地統治下にあった台湾における法院（裁判所に該当）の通訳について、統治初期（1896～1910年）に焦点をあてて検討する。本稿が法院通訳に着目するのは、第一に植民地官僚研究、第二に台湾法制史研究、第三に植民地期台湾における通訳者研究、第四に近年の「司法通訳」研究との問題関心からである。第2章では法院通訳をめぐる制度設計について、その待遇と定員数から検討し、第3章では在任者の任用状況を3つの時点を定点観測的に検討し、副通訳や台湾人通訳の存在にも留意しながら考察する。第4章では在任者の実数の変遷を民族別の数値も視野に入れながら検討し、さらに第5章では異動の流動性を同時期の在任者と民族別配置と官等を合わせてしめすことで、法院通訳群のなかの民族分布と階層性を可視化する。

1 はじめに

本稿は、日本の植民地統治下にあった台湾において、法院に任用された通訳について、統治初期に焦点をあてて検討するものである。

台湾総督府には、本国の裁判所に相当する法院が設置され、本国の判事・検事に相当するものとして台湾では判官・検察官が置かれた。このほか、台湾総督府法院には、本国の裁判所にはない制度として、常設の通訳がおかれていた。本稿が検討課題とするのは、この法院に設置された「通訳」たちの存在である。なお、法院に関する官制や規定における名称は「通訳」とされているが、本稿では、地方庁や警察などにおかれたその他の「通訳」と区別するために、「法院通訳」という呼称を用いることとする（以下、カギカッコは省く）。

本稿が法院通訳に着目するのは、以下のような先行研究との関連からである。第一に植民地官僚研究、第二に台湾法制史研究、第三に植民地期台湾における通訳者研究、第四に近年の「司法通訳」研究である。以下では、先行研究と本稿の課題を合わせて論じてゆく。

第一の植民地官僚研究では、政策史や民族運動史などの研究の蓄積が進んだあと、官僚組織や人事の流動性に関する研究が蓄積されてきた²⁾。こうしたなかで、法院通訳は、台湾人が初めて正規の官吏として任用されたポストであることから、本稿筆者は官僚組織内部の民族問題という点に着目しつつ、法院通訳とその役割について初歩的に論じたことがある³⁾。ただし、執筆時の資料的限界から一部の分析を提示するに留まっていたため、本稿では、近年の日本・台湾におけるデジタル資料庫の恩恵も受けながら⁴⁾、新たに内地人⁵⁾通訳との相関関係も視野に入れつつ、検討を試みる。

第二の台湾法制史研究においては、主に法の運用や制度に焦点があてられ⁶⁾、かつ、司法官に関しては台湾人司法官に関する研究が進められてきた⁷⁾。また、司法官の大多数を占める内地人司法官に関しては、個別の司法官の立法作業や臨時台湾旧慣調査会などとの関連から研究されてきたきらいがある⁸⁾。しかし法院通訳については、数量的な基礎資料の提示にとどまっており、近年の資料公開の状況などを踏まえると、検討の余地がある⁹⁾。

第三の植民地期台湾における通訳者研究は、この10年間に多くの論考が発表されつつある。詳しい最新の研究動向は、富田哲の論考¹⁰⁾に譲るが、全体として、個別の法院通訳や、語学学習集団の中に位置づけて論じたものが多い。そもそも通訳の存在自体が、富田の言葉を借りれば、「公正かつ中立で周囲から不可視の存在であることを期待される通訳者の姿を、日本統治期の史料のなかに見いだすことは容易ではない。その具体的な現場となれば、なおさらのことである」¹¹⁾というように、可視化されづらい存在である。こうしたなかで、とりわけ1910年代以前については、通訳に関する総督府の政策・意図や、統治機構の中の位置づけなどに関する研究は乏しい¹²⁾。また、台湾人通訳と内地人通訳は個別に論じられており、両者の民族比率や人事などに関しては分析が及んでいない。そのため、本稿では、法院通訳の在任者のなかの身分（官等など）や民族比率、異動の流動性などに着目して分析を試み、法院通訳をめぐる政治的・社会的状況の一端を明らかにすることを旨とする。

第四の近年の「司法通訳」研究については、本稿の検討対象と必ずしも直結するものではないかもしれないが、現在の日本・台湾における裁判と多言語状況への対応という観点から、ここで触れておきたい。現在の日本における外国人労働者などを始め、身近な地域や社会において多言語が交錯するなかで、司法の場における「司法通訳」の必要性は、その実務のあり方を含めて看過できないものとなっている。そのため、「コミュニティ通訳」研究¹³⁾や、法言語学に関する研究¹⁴⁾が蓄積されつつある。また台湾において

も、そもそも重層的な多言語社会であることに加えて、近年では東南アジア地域からの労働者などの新たな人の移動と一層の多言語化を伴うなかで、実践的な通訳と人権の観点からの研究が提起されている¹⁵⁾。本稿の対象は日本統治初期の台湾だが、多くの人の移動を伴い異文化接触と多言語社会を構築する過程における「司法通訳」の源流としてとらえることも、また可能であると考えられる。

以上のような問題関心に基づき、本稿では、法院が設置された1896年から1910年までを検討対象として分析する。なお、台湾法制史における一般的な時期区分としては1919年を区切りとするが、人事面に関しては、新たな植民地の拡大とともに、人材の移動の可能性もあるため、本稿では、さしあたり、1910年を区切りとして台湾統治初期の約15年間について分析を加えることとする。

以下、第2章で法院通訳をめぐる制度設計について、その待遇と定員数から検討する。第3章では、在任者の任用状況について、3つの時点を定点観測的に検討し、副通訳や台湾人通訳の存在にも留意しながら考察する。第4章では、本稿対象期の在任者について、その実数の変遷を民族別の数値も視野に入れながら検討する。さらに第5章では、異動の流動性を、同時期の在任者の民族別配置と官等を合わせてしめすことで、法院通訳群のなかの民族別分布と階層性を可視化することを目指す。

2 法院通訳をめぐる制度設計－待遇と定員数－

2.1 法院通訳の未設置（1896年5月～1898年7月）

台湾総督府の法院は、1896（明治29）年5月に、高等法院・覆審法院・地方法院の三審制で創設された。しかし、その際には、法院通訳は設置されなかった。その枠組みを定めた「台湾総督府法院条例」（明治29年5月律令第1号。以下、改正後も合わせて「法院条例」と略す）では、その構成員を、判官・検察官と書記のみとしていたのである。

通訳未設置の状態である一方、「法院条例」では法院の使用言語に関する規定はなかった。そこで以下では、法院の使用言語の規定に着目しながら検討する。

「法院条例」では判官の任用資格を、本国の裁判制度の基本法である「裁判所構成法」（明治23年法律第6号）を基準としていた。そのため、本国の判事資格を持つ者が、台湾の判官の資格を有するものとされ、台湾の法院の司法官に固有の任用試験や任用資格が設けられたわけではなかった¹⁶⁾。そして、本国の裁判所における使用言語は、1890（明治23）年に定められた「裁判所構成法」において、「日本語」を基本としていた。その第

二章「裁判所ノ用語」において、「裁判所ニ於テハ日本語ヲ用ウ」（第115条）と規定していたのである。本国の判事と同様の資格者が、台湾の判官の任用資格を持つということは、本国同様に裁判用語として「日本語ヲ用ウ」ことが、その基本方針とされていたと考えられる。

ただし、本国の裁判所においても、通訳にあたる「通事」の使用を禁止していたわけではない。「裁判所構成法」では、「当事者証人又ハ鑑定人ノ中日本語ニ通セサル者」がいるときは「通事ヲ用キルコトヲ要スル場合ニ於テ之ヲ用ウ」としており、「日本語」不通者がいる場合に限定した「通事」使用を規定していた（第115条）。そして、「通事」の任命・使用・職務などに関する規則は司法大臣が定めること（第116条）、また、「通事ノ得難キ場合」は「書記其ノ言語ニ通スルトキハ裁判長ノ承諾ヲ得テ通事ニ用キラルコトヲ得」（第117条）として、書記を「通事」として代替使用できるとしていた。

このほか、「裁判所構成法」では、「外国人」や「外国語」に関する規定が設けられていた。すなわち、「外国人ノ当事者タル訴訟」に関係を有する者や、その「訴訟ノ審問ニ参与スル官吏」が、「或ル外国語ニ通スル場合」には、裁判長が「便利ト認ムルトキハ其ノ外国語ヲ以テ口頭審問ヲ為スコトヲ得」と規定していた（第118条）。しかしながら、「其ノ審問ノ公正記録ハ日本語ヲ以テ之ヲ作ル」（第118条）としており、裁判記録は、「日本語」で作成されることが明記されていた。他方で、台湾の「法院条例」には、裁判記録に関する用語の規定はない。そして、現存する日本統治期の判決原本は「日本語」で記載されており、多言語の記録としては残っていない。

以上のように、1890年制定の「裁判所構成法」は、「外国人」・「外国語」に対する規定はあるものの、そもそも台湾領有（1895年）以前に定められており、帝国日本の領域に多言語社会を包摂することを想定していたものではなかった¹⁷⁾。「裁判所構成法」を基準とする司法官任用という総督府法院の方針を鑑みると、台湾の「法院条例」において、「日本語」についても、それ以外の言語に関しても何等の規定が見られず、「日本語」を裁判用語・記録用語とした本国の制度が基調とされ、常設の法院通訳が未設置であったことは、とりわけ特殊な意味を持つものではないと考えられる¹⁸⁾。

2.2 法院通訳の設置と待遇（1898年7月以後）

法院に通訳が設置されたのは、法院創設の約2年後の1898（明治31）年7月であった。改正された「法院条例」（明治31年7月律令第16号）では、法院を二審制（覆審法院・地方法院）に改変し、その構成員として、従来同様の判官・検察官・法院書記¹⁹⁾に加え、

新たに、法院通訳を設置した。法院通訳に関する規定は、以下のようである。

「各法院及検察局ニ通訳ヲ置ク
通訳ハ奏任又ハ判任トス台湾総督之ヲ補職ス
通訳ハ法廷ニ立会通訳ニ従事ス
通訳ハ前項ノ外上官ノ命ヲ承ケ翻訳ニ従事ス」(第12条)

このように、法院通訳の身分は、高等官である奏任官、そして判任官の両者から構成される規定であった。この位置を読み解くために、ここでいったん、官吏の身分秩序につき補足する。帝国日本の官吏は植民地・本国ともに、高等官×等、判任官×等というように、官等によりその身分は明確に区別され、厳然たる身分秩序が形成されていた。官吏は上から高等官と判任官に分けられ、高等官はさらに勅任官と奏任官に分けられた。すべての高等官は上から順に1等から9等に分けられ、1・2等が勅任官、3～9等が奏任官とされ、「出世」という点からすれば、3等止まりで奏任官のまま官吏生活を終えるか、2等以上の勅任官まで行けるかは、大きな意味を持った²⁰⁾。

こうしたなかで、法院通訳は、高等官の場合は奏任官に限定されていた。また、設置当初の官等は、高等官7等から9等までに限定され、その年俸は、1級 = 1,000円 / 2級 = 900円 / 3級 = 800円 / 4級 = 700円 / 5級 = 600円とされた²¹⁾。

奏任官のほか、法院通訳には判任官も任命されたが、ここで予め述べておくと、定員・任用状況から判明するのは、大多数の法院通訳は判任官であったということである(本稿第4章・第5章参照)。同じく法院の構成員である司法官(判官・検察官)に目を転じると、すべての司法官は勅任官か奏任官の高等官のみで、かつ、法院通訳とは異なり勅任官への道が開かれ、また、判任官の任用は排除されていた。これと法院通訳を比べると、法院の中における法院通訳の身分は、設置当初から低く設定されていたことが指摘しえる²²⁾。

こうした制度上の設定は、法院通訳自身の自己認識とも密接にかかわってゆく。先行研究が指摘するように、周囲からの不信の眼に対する怒り²³⁾、待遇の悪さや“割のあわなさ”への不満、それらと表裏一体ともいえる自負と職業意識などが²⁴⁾、その特徴として確認しえるが、その土壌となる低い身分という設定は、法院通訳設置当初からのものであった²⁵⁾。

2.3 定員数の変遷

法院の構成員の定員数は、「台湾総督府法院職員官等俸給及定員令」（以下、改正後も合わせて、「台湾法院定員令」と略す）で規定されていた。前述の「法院条例」改正と同時に、1898年7月に公布された「台湾法院定員令」（明治31年7月勅令第164号）では、法院通訳の最初の定員数を、台湾全島の各法院を通じて25名としていた。

翌年8月の「台湾法院定員令」改正（明治32年8月勅令第370号）では、定員数は50名とされ、創設1年目にして2倍に増員された。その理由は、総督府民政長官の後藤新平が本国の内務次官にあてた回答書によると、「法院事務ノ拡張」に対応するためであった。新たに台湾における「新法典実施」という状況を受けて、「法院ノ事務ヲ増加シタ」ため、「法院ニ於テモ之ニ応シテ部数ヲ増加シ及通訳書記ヲ増員スル等ノ拡張ヲ為スノ必要アリ」という²⁶⁾。なお、この改正時には法院通訳以外にも、判官・検察官もまた、従来は合計35名だったものが、改正により46名まで増員された。

しかし、1905年3月の「台湾法院定員令」改正（明治38年3月勅令第116号）では35名とされ、15名の削減が行われた。その理由として、内閣に提出された「閣議請議按」では、「犯罪即決例及台湾土地登記規則ノ施行ニ伴ヒ法院書記通訳ノ定員ヲ改メ」る必要がある²⁷⁾。台湾では、この改正の前年に「犯罪即決例」（明治37年3月律令第4号）、同年に「台湾土地登記規則」（明治38年5月律令第3号）が公布され、このために法院事務の内容に変化が生じ、法院通訳・法院書記の定員改正が必須とされたのである。

ここで「犯罪即決例」につき補足すると²⁸⁾、「軽微」な犯罪については、裁判所ではなく、行政官であり地方庁の長である「庁長」に犯罪を即決させることにより、司法事務の迅速化を図ろうとするものであった。司法事務の一部を行政官の管轄に委ねることについては、台湾統治開始直後の司法と行政の混淆を彷彿とさせるものともいえるが、総督府の立法理由としては、「本島人は未開幼稚にして人權の概念に乏し」いため司法官衙の裁判とされても行政官庁の即決とされても「毫も痛痒を感せず」、また、「本島人は支那法制に慣熟せる結果として行政司法の分立制を解する趣味を有せず」、かつ、裁判所よりも多数ある庁・支庁で即決したほうが「官民共に非常の手数と費用とを省減」できるなどの理由により、「新領土の制度として最も機宜に適したるもの」という²⁹⁾。他方で、「土地調査規則」についてだが、児玉総督・後藤長官時代に実現した土地調査事業の一環として実施されたもので、徴税のための基礎資料であり土地登記の基盤となる土地台帳の作成を行うための規則として公布された³⁰⁾。

この「犯罪即決例」・「土地調査規則」を根拠として、「台湾法院定員令」改正の「理由

書」³¹⁾は、以下のようにいう。まず、「法院通訳の削減」と「法院書記の増員」はセットで説明されており、前年の「犯罪即決例」実施の結果として「刑事裁判事務ノ減少」に伴い「定員ヲ削減スルコト」が可能となった、その一方で、「土地登記実施ノ為」に「多数ノ登記所ヲ設置スルノ必要」がある、しがたって、「書記定員ノ増加ヲ要ス」という。その際に、通訳の増加が不要である理由として、以下のようにいう。

「通訳ノ増加ヲ要セサルハ登記所ニ於ケル通訳事務ハ裁判事務ニ比シ頗ル単純ナルヲ以テ専門ノ通訳ヲ待ツノ要ヲ見ス土語ニ通シタル書記ヲ採用シ通訳ヲ兼掌セシムルノ制ヲ採リタルヲ以テナリ」

すなわち、土地登記所における通訳事務は単純なので専門の通訳は不要であり、「土語ニ通シタル書記ヲ採用シ通訳ヲ兼掌」させれば事足りると述べていた。

ここでいう「通訳兼掌制度」とは、台湾総督府において、台湾総督府の判任文官・巡查・看守に対して、「土語通訳ノ事ヲ兼掌スル者ニ特別手当支給」するもので³²⁾、1898年4月に制定された。専門の通訳を育成することなく、下級官僚の自主的な努力による語学学習の結果に依存しながら、「特別手当」により通訳を兼掌させる制度である³³⁾。この制度により、増員した法院書記（判任官）に通訳を兼掌させ土地登記事務の運用を行えばよいとしている。

このように、1905年3月の改正における法院通訳の削減は、裁判事務の行政官への一部移管と通訳事務の単純化、法院書記によるその兼掌化を前提として実現されたものであった。

さらに、1909年10月の改正（明治42年10月勅令第284号）では、法院通訳は29人に削減され、創設当初の規模（25名）とほぼ同程度まで縮小された。

なお、全法院の通訳定員数のうち、判任官の通訳については、総督府の訓令により各法院・検察局ごとに配置する定員数と合計数が定められており、それは表1のようになる。台北・台南地方法院にはほぼ均等に定員数が分配され、台中地方法院は時に合併・再設置を経ながら、やや人数が少なく配置されていることがわかる。なお、このうち、内地人・台湾人の民族別の比率については定められてはおらず、運用によって変遷が生じてゆくこととなる。

表1 各法院・検察局の判任官通訳の定員数

	覆審 法院	覆審 法院検 察局	台北地 方法院	台北地 方法院 検察局	台中地 方法院	台中地 方法院 検察局	台南地 方法院	台南地 方法院 検察局	全法院 合計
1898 (M31) 年7月	2	1	3	5	1	2	3	3	20
1899 (M32) 年9月	3	2	11	6	4	3	11	5	45
1904 (M37) 年3月	2	1	11	7	〔*註2〕-	〔*註2〕-	8	4	33
1909 (M42) 年10月	2	1	7	4	3	2	5	3	27

註1：本表は、明治31年訓令第196号「各法院及同検察局書記並判任通訳定員」（1898年7月20日附。『台湾総督府報』第333号、1898年7月20日掲載）、明治32年訓令第259号「各法院及同検察局書記並判任通訳定員改正」（1899年9月11日附。『台湾総督府報』第599号、1899年9月12日掲載）、明治37年訓令第108号「各法院及同検察局書記並判任通訳定員改正」（1904年3月23日附。『台湾総督府報』第1499号、1904年3月23日掲載）、明治42年訓令第162号「各法院及同検察局書記並判任通訳定員改正」（1909年10月25日附。『台湾総督府報』第2819号、1909年10月15日掲載）、より岡本作成。

註2：1904年時点では、台中地方法院・同検察局は廃止されて台北地方法院台中出張所・同出張所検察局になっていたため、「-」で不在をしめす。

3 在任者の任用状況－3つの時点の定点観測－

本章では、法院通訳の任用状況を検討する。在任者把握の資料としては、内閣官報局による発行の各年版の『職員録（甲）』を用いる³⁴⁾。その中から、以下の3つの時点における状況を定点観測的に示す。第一に、法院通訳の設置初年の1898（明治31）年11月の在任者数22名の状況、第二に、本稿の対象期中に在任者最多数の43名に達した1901（明治34）年4月の状況、第三に、定員数削減後に設置当初並みの在任者数26名となった1910（明治43）年5月の状況である。

3.1 1898（明治31）年11月：法院通訳の設置時

3.1.1 在任者の概要

法院通訳設置から4ヵ月後の1898（明治31）年11月における在任者の状況を、『職員録』から抽出して作成したものが表2である（以下、『職員録』記載の者を在任者、そこから算出した数を実数³⁵⁾とよぶ）。このときの定員数は25名であったが、それに対して実数は22名であり、定員枠とほぼ近い人数が在任していたことがわかる。

このうち、高等官は5名にもおよび、覆審法院1名（武藤百智）、台北地方法院1名（鉅鹿赫太郎）、台中地方法院1名（藤野貞順）、台南地方法院（磯部栄太郎）、台南地方法院嘉義出張所（呉泰寿³⁶⁾）というように、各地方法院にも1名ずつ配置されていた。官等は高等官7等・8等であり、制度上の上限の待遇で初年から赴任していた。その他17名はすべて判任官である。

表2 1898（明治31）年11月の法院通訳の構成

総督		児玉 源太郎				
民政長官		後藤 新平				
法院名		本官名	氏名	官等	内地人	台湾人
二 審 制	覆審法院		武藤 百智	高8等	1	
		台北地方法院通訳	篠原 庄太郎(兼)	-		
			陳 駿清	8等		1
		覆審法院檢察局通訳(*覆審法院部分には記載なし)	陳 文溪(兼)	-		2
	覆審法院檢察局	覆審法院通訳	武藤 百智(兼)	-		
		覆審法院通訳	陳 駿清(兼)	-		
	台北地方法院	台北地方法院檢察局檢察官	鉅鹿 赫太郎	高7等	2	
		台北地方法院檢察局通訳	広渡 桂太郎(兼)	-		
			篠原 庄太郎	3等		3
			横田 次郎	3等		4
		台北地方法院檢察局通訳	戸田 義男(兼)	-		
		台北地方法院檢察局通訳	李 玉如(兼)	-		
	新竹出張所	台北地方法院檢察局新竹出張所通訳	加藤 能言	4等		5
		台南地方法院通訳	張 朗山(兼)	-		
			陳 阿來(兼)	-		
	宜蘭出張所		-	-		
	台北地方法院檢察局		広渡 桂太郎	2等		6
		台北地方法院通訳	篠原 正太郎(兼)	-		
		台北地方法院通訳	横田 次郎(兼)	-		
			戸田 義男	4等		7
		李 玉如	8等		3	
新竹出張所	台北地方法院新竹出張所通訳	林 秋江	9等		4	
	台南地方法院通訳	加藤 能言(兼)	-			
		張 朗山	8等		5	
台中地方法院	台中地方法院通訳	陳 阿來(兼)	-			
	台中地方法院檢察局通訳	藤野 貞順	高7等		8	
台中地方法院檢察局	台中地方法院通訳	持本 宗像(兼)	-			
		持本 宗像	4等		9	
台南地方法院		磯部 栄太郎	高8等		10	
	台南地方法院檢察局通訳	松山 才四郎	3等		11	
	台南地方法院嘉義出張所通訳	大谷 久吉(兼)	-			
		張 浚三(兼)	-			
	台南地方法院檢察局通訳	陳 阿來	10等		6	
嘉義出張所	台南地方法院通訳	趙 鐘麟(兼)	-			
	台南地方法院檢察局嘉義出張所通訳	吳 泰寿	高8等		12	
		草鹿 又次郎(兼)	-			
鳳山・澎湖出張所		張 浚三	9等		7	
		-	-			
台南地方法院檢察局	台南地方法院通訳	磯部 栄太郎(兼)	-			
	台南地方法院通訳	松山 才四郎(兼)	-			
	台南地方法院嘉義出張所通訳	大谷 久吉	3等		13	
		張 浚三(兼)	-			
		趙 鐘麟	9等		8	
嘉義出張所		吳 泰寿(兼)	-			
	台南地方法院嘉義出張所通訳	草鹿 又次郎	3等		14	
		張 浚三(兼)	-			

註1：出典は、『台湾総督府職員録』（台湾日日新報社、1898年）9-14頁より、岡本作成。1898（明治31）年11月15日現在の調査による。

註2：官等の欄は、高等官には「高」を数字の前に付し（例：「高8等」は高等官8等を示す）、判任官の官等はそのまま示す（例：「3等」は判任官3等を示す）。兼官については、「本官」欄にその官名を示し、兼官部分の氏名の横に「(兼)」を付し、法院内における重複部分の官等には「-」を付す。

民族比率をみると、内地人14名(63.6%)、台湾人8名(36.4%)である。台湾総督府はその設置当初から台湾人の正規の官吏任用はほぼ排除してきたが、法院通訳は初めて台湾人を正規官吏として採用したポストであり、官僚組織における多民族化の嚆矢となった³⁷⁾。また、通訳群の一角を台湾人が確かに占めていたことが確認しえる。

3.1.2 台湾人通訳への警戒

しかしながら、総督府にとっては、台湾人通訳は警戒の対象でもあった。法院通訳設置間もない7月23日、後藤新平民政長官から各法院長・各検察官長にあてた通牒では、以下のようにいう。まず、「法院条例改正ニ依リ本島人³⁸⁾ 通訳ヲ判任官ニ任用シタルハ這回ヲ以テ嚆矢トスル処」と前置きしたうえで、「官吏タル者」は「其職務執行上」は「誠実勤勉」で「官務ノ機密ハ最モ慎重ニ漏洩スルコトナク苟モ官吏タル体面ヲ汚損セサルシムル様注意監督スヘキ」であり、上官は所属官吏を「督励シテ非行ナカラシムルベキ」であるとし、とりわけ台湾人官吏について、

「本島人ニシテ官辺ニ使役セラル、者ハ動モスレハ之ヲ誇称シ止タ無謂權威ヲ弄スルノ傾向有之趣就テハ是等ノ者ニ対シテハ一層訓戒ヲ加ヘラレ苟モ不都合ノ行動無之様精々注意監督相成ヘク」³⁹⁾

と述べて注意を促していた。言語能力の如何を根拠に警戒を促しているのではなく、「權威ヲ弄スル」傾向ありとして「本島人」(台湾人のこと)に注意すべきとしている。また、実際に、同年9月8日には、1名の台湾人通訳(趙秀山)が「品行上判任通訳タルノ職責ヲ重セサル不正ノ聞エ」があるうえ、「訴訟関係人等ト相往來スルカ如キ不都合ノ廉」があるとして懲戒免官処分となっていた⁴⁰⁾。

このように、台湾人・内地人通訳の混在した状況で法院通訳制度は始動したものの、総督府の台湾人通訳に向ける視線は警戒を帯びたものであったことが指摘できる。

3.2 1901(明治34)年4月：膨張する通訳群

3.2.1 在任者の概要

ここでは、本稿の対象期間のうち、在任者が最多数の43名に達した1901(明治34)年4月の状況を検討する。この時点の法院通訳の構成と分布は、表3に示した通りである。定員数50名対して、実数は43名であった。

表 3 1901 (明治 34) 年 4 月の法院通訳の構成

総督		兒玉 源太郎						
民政長官		後藤 新平						
二 審 制	法院名		本官名	氏名	官等	内地人	台湾人	
	覆審法院				鉅鹿 赫太郎	高 7 等	1	
					横田 次郎	3 等	2	
					陳 文溪	6 等		1
		覆審法院檢察局通訳			施 錫文 (兼)	—		
	覆審法院檢察局	覆審法院通訳			鉅鹿 赫太郎 (兼)	—		
		覆審法院通訳			横田 次郎 (兼)	—		
		覆審法院通訳			陳 文溪 (兼)	—		
					施 錫文	8 等		2
	台北地方法院				藤野 貞順	高 7 等	3	
					大谷 久吉	3 等	4	
		台北地方法院檢察局通訳			河内 圭司 (兼)	—		
					邱 心源	6 等		3
		台北地方法院檢察局通訳			李 玉如 (兼)	—		
					黃 山	7 等		4
					川合 真永	7 等	5	
		台北地方法院檢察局通訳			三浦 権三郎	7 等	6	
	新竹出張所				今田 祝蔵 (兼)	—		
		台北地方法院新竹出張所檢察局通訳			本島 正礼	3 等	7	
		台北地方法院新竹出張所檢察局通訳			彭城 邦貞 (兼)	—		
		台北地方法院新竹出張所檢察局通訳			張 朗山 (兼)	—		
	宜蘭出張所				陳 阿来	8 等		5
					小池 信美	5 等	8	
		台北地方法院宜蘭出張所檢察局通訳			林 子安	7 等		6
	台北地方法院檢察局	台北地方法院通訳			中間 小二郎 (兼)	—		
		台北地方法院通訳			藤野 貞順 (兼)	—		
		台北地方法院通訳			大谷 久吉 (兼)	—		
					河内 圭司	4 等	9	
			李 玉如	6 等		7		
台北地方法院通訳			黃 山 (兼)	—				
台北地方法院通訳			川合 真永 (兼)	—				
新竹出張所	台北地方法院通訳			三浦 権三郎 (兼)	—			
	台北地方法院新竹出張所通訳			今田 祝蔵	9 等	10		
				本島 正礼 (兼)	—			
				彭城 邦貞	5 等	11		
宜蘭出張所	台北地方法院新竹出張所通訳			張 朗山	7 等		8	
	台北地方法院宜蘭出張所通訳			陳 阿来 (兼)	—			
	台北地方法院宜蘭出張所通訳			小池 信美 (兼)	—			
台中地方法院				林 子安 (兼)	—			
				中間 小二郎	8 等	12		
				岡本 忠平	高 8 等	13		
	台中地方法院檢察局通訳			草鹿 又次郎 (兼)	—			
				篠原 庄太郎	5 等	14		
				本田 清人	6 等	15		
				八幡 喜一	7 等	16		
台中地方法院檢察局通訳			王 錦堂	7 等		9		
			林 覚太 (兼)	—				

台中地方法院檢察局	台中地方法院通訳	岡本 忠平 (兼)	—		
		草鹿 又次郎	3等	17	
	台中地方法院通訳	篠原 庄太郎 (兼)	—		
	台中地方法院通訳	八幡 喜一 (兼)	—		
	台中地方法院通訳	王 錦堂 (兼)	—		
		林 覚太	7等	18	
	楊 蔭堯	8等		10	
台南地方法院		広渡 桂太郎	高8等	19	
	台南地方法院檢察局通訳	神谷 愿太郎 (兼)	—		
		榑原 源太郎	3等	20	
		沢谷 仙太郎	7等	21	
		趙 鐘麒	8等		11
	台南地方法院檢察局通訳	張 禹鼎 (兼)	—		
	白 楚珩	8等		12	
嘉義出張所	台南地方法院檢察局嘉義出張所通訳	池田 載 (兼)	—		
		高柳 昇	6等	22	
		原 清一	7等	23	
鳳山出張所		毛 開華	9等		13
		松山 才四郎	3等	24	
澎湖出張所	台南地方法院檢察局鳳山出張所通訳	牧瀬 省三郎 (兼)	—		
		安藤 元節	7等	25	
		—	—		
台南地方法院檢察局	台南地方法院通訳	広渡 桂太郎 (兼)	—		
		神谷 愿太郎	3等	26	
	台南地方法院通訳	榑原 源太郎 (兼)	—		
	台南地方法院通訳	趙 鐘麒 (兼)	—		
		張 禹鼎	8等		14
		白 楚珩 (兼)	—		
	森 武敏	8等	27		
嘉義出張所		池田 載	5等	28	
	台南地方法院嘉義出張所通訳	高柳 昇 (兼)	—		
	台南地方法院嘉義出張所通訳	原 清一 (兼)	—		
鳳山出張所	台南地方法院嘉義出張所通訳	毛 開華 (兼)	—		
	台南地方法院鳳山出張所通訳	松山 才四郎 (兼)	—		
	台南地方法院鳳山出張所通訳	牧瀬 省三郎	6等	29	
	台南地方法院鳳山出張所通訳	安藤 元節 (兼)	—		

註1：出典は、内閣官報局『職員録 明治34年（甲）』（印刷局，1901年）788-793頁より、岡本作成。1901（明治34）年4月1日現在の調査による。

註2：官等の欄は、高等官には「高」を数字の前に付し（例：「高8等」は高等官8等を示す）、判任官の官等はそのまま示す（例：「3等」は判任官3等を示す）。兼官については、「本官」欄にその官名を示し、兼官部分の氏名の横に「(兼)」を付し、法院内における重複部分の官等には「—」を付す。

このうち、高等官は4名であり、覆審法院1名（鉦鹿赫太郎）のほか、台北地方法院1名（藤野貞順）、台中地方法院1名（岡本忠平）、台南地方法院（広渡桂太郎）というように、やはり各地方法院にも1名ずつ配置されていた。ただし、法院設置当初の高等官とは半数が入れ替わっており、このときに高等官の法院通訳となっていた岡本忠平・広渡桂太郎の2名は、前年では判任官（2等）であったものが、高等官（8等）へと昇進し

た形であった。この4名のほかは、すべて判任官である。

民族比率をみると、内地人29名(67.4%)、台湾人14名(32.6%)であり、法院通訳設置当初より、内地人通訳の比率が漸増し、台湾人通訳の比率が漸減していることがわかる。では、内地人通訳が漸増した背景には、台湾にある複数言語を操る内地人が増加したことを意味するのであろうか。以下では、過渡期的な存在としての副通訳につき、検討を加える。

3.2.2 副通訳の介在

ここでは、内地人通訳を補佐する存在として、副通訳に着目してみたい。以下、当時の裁判の様子を描いたポンチ絵である図1⁴¹⁾を手掛かりとし、当時の新聞記事で補足しながら、この裁判を事例として通訳と言語の状況を考察する。

図1は、台湾で発行された雑誌『高山國』⁴²⁾の1899(明治32)年12月号に掲載された、台北地方裁判所の様子であり、法院通訳設置から約1年半後の一コマが描かれている。被告は、いわゆる「土匪」と呼ばれた抗日運動家の一人である盧錦春(通称「盧阿爺」)ほか5名で、図1に描かれた台北地方法院において死刑判決を受けたあと、上告審である覆審法院に上訴し、最終的には同年12月21日に「匪徒刑罰令」で死刑宣告を受けた⁴³⁾。

図1の上部(法壇部分)には、法院の通訳・判官・検察官⁴⁴⁾などが描かれている。右端から順に、辮髪姿の「副通訳」、その横に法院通訳の鉅鹿赫太郎が「鉅鹿通訳大に力む」との説明つきで描かれており、ここに重複通訳の様子が可視化されている。鉅鹿は、前掲表2に記載のあるように、法院通訳設置時から高等官の法院通訳である⁴⁵⁾。その左から順に法服を来た「書記」「判事」「検事」「検事長」が続き、最左端に「検事長と私語囁

図1 台北地方法院の裁判の様子(1899年)



笑する」後藤新平民政「局長」の姿がある。絵の手前側には辮髪で後ろ姿の被告たちが描かれ、左から四人目に被告の盧錦春、その左に和服で後ろ姿の「弁護士」の姿がある。

この裁判の様子を、通訳の存在や使用言語などに留意しながら、台湾総督府系の御用紙『台湾日日新報』の記事から補足する。11月9日の地方法院⁴⁶⁾では「当日傍聴人は法廷に充満して其入るを得ざる者は廷外に竝立し居れる程」であった。被告たちの衣服は、盧錦春は「上衣は薄桃色本ネルの土人服」、その他被告は「何れも粗服」という。審問に移ると、盧錦春は「総ての審問に対し悉く無^{ぼ-}の一語を以て否めり」というように、台湾語で否定の意味にあたる「無^{ぼ-}」と返答していることが、フリガナで音をつけて記載されている。さらに、11月15日の第3回の公判⁴⁷⁾では、検察官の論告が約1時間続いたあとに、「鉅鹿通訳官及び黄山通訳」により、「詳かに被告等不逞の行為を列らね其非行天地に容れられざるを説き検察官が求刑されたる要旨を詳説弁明」している。ここでは副通訳についての記載はないが、内地人の鉅鹿通訳（高等官）と台湾人の黄山通訳（判任官）の2名で「要旨を詳説弁明」している。これを聴いた被告たちは「囂々としてとして何にかを陳弁する所あらん」となり、判官に制止され静まると、内地人の弁護士が弁護を行い、最期に4名の死刑判決と2名の無期徒刑が宣告されて閉廷した。閉廷時には、「被告等数名は死無緊要と叫びたり」と、やはり台湾語における「死無緊要」（意味：「死、かまわない（重要ではない）」）との声が、フリガナつきの音を付して報道されていた。

これらの図・記事から、最高位にある内地人通訳（鉅鹿）の場合、副通訳や台湾人通訳の存在とセットになって通訳が成立している様子が浮かび上がる。内地人通訳の人数増加は、必ずしもその言語能力の保障と直結するものではないことがうかがえる。

そもそも総督府は、法院通訳設置直前から、副通訳の存在を歓迎してはいなかった。1898年3月の通牒「通訳採用方ニ関スル件」⁴⁸⁾では、後藤民政局長から各法院長・検察官にあてて、以下のようにいう。すなわち、「副通訳ヲ用ユルノ制ハ既往ノ事実」なので「止ムヲ得サル次第」だが、「近来土語曉通ノ者漸ク不尠」という状況なので、今後はなるべく「土語曉通ノ者ヲ通訳ニ採用シ以テ副通訳ノ煩ヲ省キ事務ノ進捗経費ノ節減ニ期セラルヘシ」。このように、副通訳は事務進捗・経費の上からも煩わしいので、今後は「土語」と総称している台湾社会の諸言語に詳しい者を採用するようにと、指示していた。

そしてまた、副通訳に対しても、台湾総督府は警戒の眼を向けていた。法院通訳設置直後の1898年11月、総督から各法院長・検察官長宛の「副通訳監督方内訓」（内訓54号）では、「近来副通訳中往々不都合ノ行為」があるとの「風聞」があり、「地方人民」からの「匿名ノ訴告等」により「副通訳中官ノ機密ヲ漏洩シ若ハ事ヲ処スルニ臨ミ貨賄ヲ

納ル、等其非行アリト愬ル者尠カラス」として、風聞を根拠としながら、

「彼等〔副通訳のこと：岡本〕ノ言語及生活ノ異ナル勢監督ノ周到ヲ欠キ而シテ弊ノ生スル亦実ニ茲ニ在ルヘキヲ以テ各官宜ク相当ノ方法ヲ設ケ以テ検挙ヲ勉メ其監督上ニ於テ毫モ遺算ナキヲ期スヘシ」⁴⁹⁾。

というように、言語・生活の異なるがゆえに監督上の警戒を要する存在としていた。

さらに、1901年5月には、覆審法院検察官長代理・覆審法院長代理の連名で、副通訳の服装を定める訓令が出されている（訓令第二号）。訓令を定める理由としては、「副通訳ニハ従来一定ノ制服ナキ為メ公廷ニ於ケル服装区々ニ涉リ法廷ノ威信ニ碍ナシトセス」というものであった。そして、法院の司法官は本国の法服にならっていたため前掲の図1に見るような西洋式の法服を着用したが、副通訳の場合は、馬掛を着用することとなっており⁵⁰⁾、清朝時代の衣服の様式で可視化されるものとなっていた。

以上のように、内地人通訳を補完する存在としての副通訳がいたものの、彼等も台湾人通訳と同様に警戒の目を向けられ、かつ、過渡期的存在として位置付けられていた。

3.3 1910（明治43）年5月：台湾語を学習する通訳群

3.3.1 在任者の概要

ここでは、定員数削減を受けて在任者数26名にまで減少した1910（明治43）年5月の状況を検討する。この時点の法院通訳の構成と分布は、表4に示したようである。このときの定員数は29名、それに対して実数は26名であった。

このなかで高等官は2名のみであり、ともに、覆審法院に配属されていた。前出の鉦鹿赫太郎の本官は法院通訳であるが翻訳官⁵¹⁾を兼任し、谷信敬の本官は翻訳官で法院通訳を兼任するという形で、年俸も高く設定されていた。しかし、地方法院には高等官は皆無となっていて、すべての在任者は判任官であった。削減された人員のなかで、判任官通訳だけで地方法院は維持されていたことがわかる。

民族比率をみると、内地人23名（88.5%）、台湾人3名（11.5%）であり、内地人通訳が9割近くを占めている。他方で台湾人通訳は、台北地方法院の葉清耀、台北地方法院検察局の楊潤波、台南地方法院の趙鐘麒の3名だけであった。

表4 1910(明治43)年5月の法院通訳の構成

総督	佐久間 佐馬太						
民政長官	大島 久満次						
二 審 制	法院名	本官名	氏名	官等	内地人	台湾人	
	覆審法院			鉅鹿 赫太郎	高5等 (年1,700円)	1	
			総督府翻訳官	谷 信敬(兼)	(高5等) (年2,200円)	2	
				飛松 次郎	1等	3	
			台北地方法院通訳	川合 真永(兼)	-		
	覆審法院検察局		片岡 巖	6等	4		
	台北地方法院			川合 真永	3等	5	
				林 覚太	4等	6	
			台北地方法院検察局通訳	今田 祝蔵(兼)	-		
				太田 虎太郎	(月43円)	7	
				高橋 重吉	(月37円)	8	
				葉 清耀	(月35円)		1
	宜蘭出張所			中間 小二郎	4等	9	
			台北地方法院宜蘭出張所検察局通訳	後藤 佐太郎(兼)	-		
	台北地方法院 検察局		台北地方法院通訳	林 覚太(兼)	-		
				今田 祝蔵	4等	10	
			覆審法院検察局通訳	片岡 巖(兼)	-		
				岡 喜十	(月43円)	11	
	宜蘭出張所		台北地方法院宜蘭出張所通訳	中間 小二郎(兼)	-		
				後藤 佐太郎	(月37円)	12	
	台中地方法院		台北地方法院書記	水谷 利章(兼)	(5等)	13	
				石川 新太郎	5等	14	
				韓 勲夫	(月43円)	15	
	台中地方法院 検察局			仁礼 龍吉	(月43円)	16	
			竹田 正夫	(月30円)	17		
台南地方法院			林 久三	5等	18		
			沢谷 仙太郎	5等	19		
			趙 鐘麒	(月43円)		3	
			平瀬 隆之助	6等	20		
台南地方法院 検察局			氏原 静修	4等	21		
		台南地方法院通訳	趙 鐘麒(兼)	-			
			小野 真盛	(月43円)	22		
			藤村 千代吉	(月37円)	23		

註1：出典は、内閣官報局『職員録 明治42年(甲)』(印刷局, 1909年) 838-839-849-852頁より、岡本作成。1910(明治43)年5月1日現在の調査による。

註2：官等の欄は、高等官には「高」を数字の前に付し(例：「高8等」は高等官8等を示す)、その年俸は「(年)」の内に示す。判任官の官等はそのまま示し(例：「3等」は判任官3等を示す)、判任官でない者についてはその月俸を「(月)」のカッコ内に示す。兼官については、「本官」欄にその官名を示し、兼官部分の氏名の横に「(兼)」を付し、法院内における重複部分の官等には「-」を付す。

3.3.2 『語苑』と判任官通訳群

ここで内地人通訳をみると、その大部分は、台湾で発行された「台湾語学習雑誌」である『語苑』の役員とほぼ重複している⁵²⁾。『語苑』は、台湾で「台湾語通信研究会」により1908年に創刊され、継続して1941年の廃刊まで刊行された。実務上の相互研究のための研究録に由来して創刊された『語苑』は、その表紙に大きく「台湾語学習雑誌」と銘打っていたように、語学テキストとしての存在を自負し、歴代の編輯責任者は内地人の法院通訳が担当した。その会則には、会の目的は「台湾土語の研究」であり、事務局は台北地方法院通訳室に置くことあり、月刊誌として発行を開始していた。『語苑』の最初期の1909年8月時点の役員を見ると、本稿「表4」のうち、内地人通訳17名・台湾人通訳2名が重複している（編輯主任は法院通訳の川合真永）。

この時期の法院通訳は、渡台前に高い学歴を持つことなく私塾で漢学や「支那語」を習得し、渡台後は通訳を養成する専門的な制度はないままに、下級官僚が独学や植民地下級行政経験により培った能力などといった自主学習努力により、台湾社会における諸言語（台湾語を含む）を習得し、こうしたなかで、語学学習雑誌『語苑』を刊行してゆくことで、新たな通訳を生み出す役割を果たし始めていた。ただし、高等官の法院通訳（鉦鹿・谷）は、この『語苑』の役員には名を連ねていなかった。

以上のことから、台湾統治開始から約15年を経た台湾の法院では、法院通訳は次第に台湾語を学習する通訳群を形成し、こうしたなかで、総督府が警戒の眼を向けていた副通訳や台湾人通訳の在任者の比率は下がり、台湾語を学習する内地人の判任官通訳が、在任者の大多数を占めていったことが指摘できる。

4 実数と民族比率の変遷

本章では、各年の『職員録（甲）』から在任者の実数を算出し、第1節ではその変遷を分析し、第2節では、在任者のなかに占める内地人・台湾人の民族別実数・比率を明かにする。以上の作業によって、前章で定点観測的にみた状況を、本章では数値から通時的に見ることで、在任者の変遷の特徴を検討する。

4.1 実数の変遷

1898年の法院通訳設置から1910年までの法院通訳の在任者について、定員数および実数、内地人・台湾人の民族別の数値を示したものが表5である。

表5 法院通訳の定員数および実数(民族別)

総督	民政長官		定員数	総数 (うち高等官数)	内地人数 (%)	台湾人数 (%)
		1898 (M31) 年7月 勅令第164号	定員数	25	—	—
児玉 源太郎	後藤 新平	1898 (M31) 年11月	実数	22 (高等官5)	14 (63.6%)	8 (36.4%)
		1899 (M32) 年1・2月		22 (高等官5)	14 (63.6%)	8 (36.4%)
		1899 (M32) 年8月 勅令第370号	定員数	50	—	—
児玉 源太郎	後藤 新平	1900 (M33) 年4月	実数	38 (高等官5)	24 (63.2%)	14 (36.8%)
		1901 (M34) 年4月		43 (高等官4)	29 (67.4%)	14 (32.6%)
		1902 (M35) 年5月		41 (高等官4)	30 (73.2%)	11 (26.8%)
		1903 (M36) 年5月		38 (高等官3)	28 (73.7%)	10 (26.3%)
		1904 (M37) 年5月		36 (高等官2)	27 (75.0%)	9 (25.0%)
		1905 (M38) 年3月 勅令第116号	定員数	35	—	—
児玉 源太郎	後藤 新平	1905 (M38) 年5月	実数	32 (高等官1)	23 (71.9%)	9 (28.1%)
佐久間 佐馬太	祝 辰巳	1906 (M39) 年5月		* 33 (高等官2)	24 (72.7%)	9 (27.3%)
		1907 (M40) 年5月		* 31 (高等官2)	24 (77.4%)	7 (22.6%)
		1908 (M41) 年5月		* 33 (高等官2)	27 (81.8%)	6 (18.2%)
	大島 久満次	1909 (M42) 年5月		* 32 (高等官2)	25 (78.1%)	7 (21.9%)
		1909 (M42) 年10月 勅令第284号	定員数	29	—	—
佐久間 佐馬太	大島 久満次	1910 (M43) 年5月	実数	* 26 (高等官2)	23 (88.5%)	3 (11.5%)

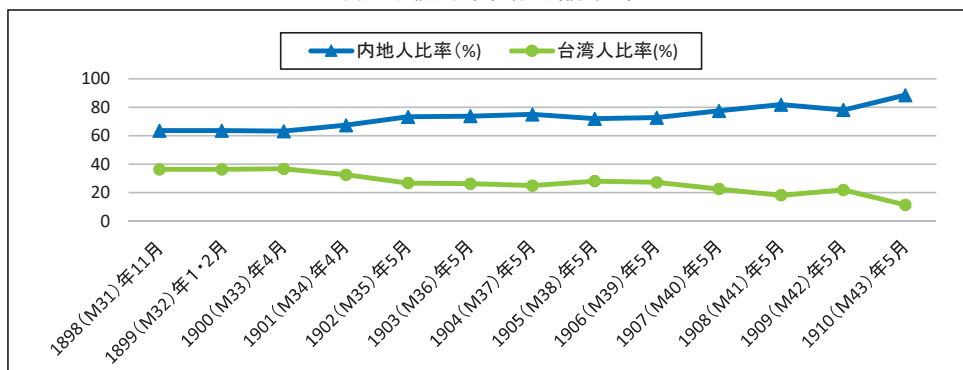
註1: 本表の出典は、1898(明治31)年11月については、『台湾総督府職員録』(台湾日日新報社、1898年)9-14頁(1898年11月15日現在の調査)による。1899(明治32)年1・2月については、内閣官報局『職員録 明治32年(甲)』(印刷局、1899年)675-679頁(高等官は1899年2月1日現在、判任官は1899年1月1日現在の調査)による。1900(明治33)年4月については、内閣官報局『職員録 明治33年(甲)』(印刷局、1900年)747-752頁(1900年4月1日現在の調査)による。1901(明治34)年4月については、内閣官報局『職員録 明治34年(甲)』(印刷局、1901年)788-793頁(1901年4月1日現在の調査)による。1902(明治35)年5月については、内閣官報局『職員録 明治35年(甲)』(印刷局、1902年)807-811頁(1902年5月1日現在の調査)による。1903(明治36)年5月については、内閣官報局『職員録 明治36年(甲)』(印刷局、1903年)762-766頁(1903年5月1日現在の調査)による。1904(明治37)年5月については、内閣官報局『職員録 明治37年(甲)』(印刷局、1904年)574-577頁(1904年5月1日現在の調査)による。1905(明治38)年5月については、内閣官報局『職員録 明治38年(甲)』(印刷局、1905年)608-611頁(1905年5月1日現在の調査)による。1906(明治39)年5月については、内閣官報局『職員録 明治39年(甲)』(印刷局、1906年)699-710-713頁(1906年5月1日現在の調査)による。1907(明治40)年5月については、内閣官報局『職員録 明治40年(甲)』(印刷局、1907年)760-761-772-775頁(1907年5月1日現在の調査)による。1908(明治41)年5月については、内閣官報局『職員録 明治41年(甲)』(印刷局、1908年)802-803・814-818頁(1908年5月1日現在の調査)による。1909(明治42)年5月については、内閣官報局『職員録 明治42年(甲)』(印刷局、1909年)839・850-853頁(1909年5月1日現在の調査)による。1910(明治43)年5月については、内閣官報局『職員録 明治43年(甲)』(印刷局、1910年)838-839・849-852頁(1910年5月1日現在の調査)による。以上の資料から、岡本が在任者の実数を算出して作成。

註2: 「*」が付してある年の高等官には、本官が翻訳官・兼官が法院通訳の者を各1名含む。

ここからわかるのは、法院通訳の実数は、定員数の枠内で推移し、22名から43名の範囲で変遷していたこと、1901年の43名を最多のピークとして、以後は30名代で漸減していたことである。

その内訳を官僚の身分別に見ると、まず、高等官の場合、1898年から3年間ほどは高

図2 法院通訳在任者の民族別比率



註1：本図は、表5より、岡本が作成した。

等官5名が在任しているが、次第に減少してゆき、1904年頃以後には1～2名で推移し、法院通訳全体の中に占める高等官の比率が減少し、判任官の通訳群が主軸となっていったことがわかる。

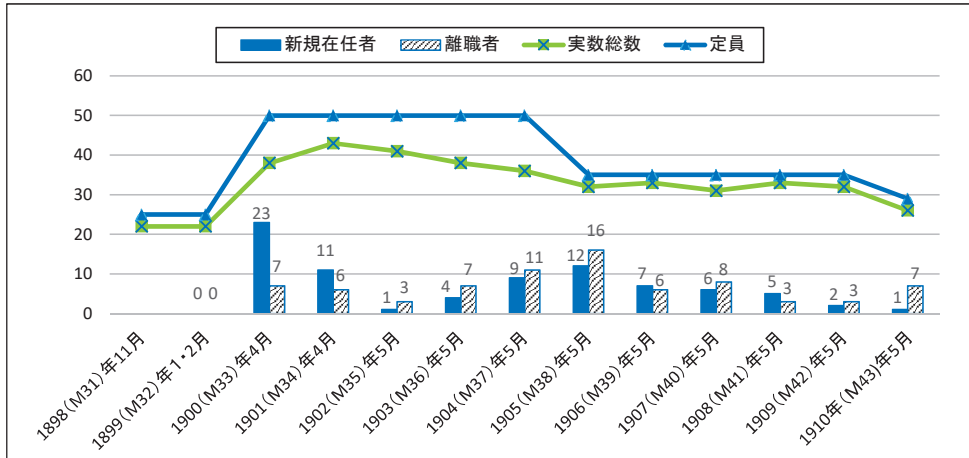
4.2 民族比率の変遷

各年の在任者中における民族比率をグラフにしたものが、図2である。内地人の比率は、63.6%から次第に比率を高めてゆき、1910年に入る頃には90%近くまで漸増を続けている。他方で台湾人の比率は、36.4%から始まり台湾人任官の嚆矢となっていたものの次第に比率が下がり、1910年代に入る頃には11.5%にまで減少している。この前年は約20%程度にとどまっているが、1909年の定員減少（35名から29名へ削減）のあおりを受けたのが台湾人通訳という結果が、こうした比率に結びついていると考えられる。台湾語を学習する内地人通訳の判任官群が形成される一方で、台湾人通訳の不安定な立場が看取できる。

5 在任者の流動性と階層性

本章では、法院通訳の在任者の流動性と階層性について分析してゆく。第1節では、在任者の異動の動態を、新規在任者と離職者に着目しながら検討する。第2節では、同時期の在任者を内地人・台湾人の民族別に明示するとともに、各人の各時期の官等を示しながら、両者の分布と階層性を可視化しながら検討する。

図3 法院通訳の新規在任者・離職者数の変遷



註1：本表の出典は、表5と同じ資料から、岡本が在任者と離職者の実数を算出して作成。

5.1 新規在任者・離職者数の変遷

はじめに用語につき説明をする。以下でいう新規在任者とは、前年の『職員録（甲）』では法院通訳としては未掲載だが、当該年の『職員録（甲）』には法院通訳として掲載されている者、すなわち新たに法院通訳として確認し得る者をさす。また、離職者とは、当該年の『職員録（甲）』では法院通訳として掲載されているが、翌年の『職員録（甲）』では法院通訳として未掲載の者、すなわち法院通訳から離職した者をさす（総督府の他の官職に転任している場合もあるが、ここでは法院通訳のみに焦点をあてる）。

各年の『職員録（甲）』から、前掲の表2・3・4と同様の表を作成し、対比しながら新規在任者と離職者を算出したものが、図3である。

まず、最初の1898年から翌1899年の間では、新規在任者・離職者ともに皆無で、開設当初の法院通訳が在任していた。しかし、1900年に定員が25名から50名に増員されると、これにともなって新規在任者23名となり、従来の在任者からは離職者が7名生じたため、この“差し引き16名”が、実数の増加16名という数値となっている。

各年の変遷を見てみると、1901年には新規在任者11名・離職者6名があり、その後は、五月雨式の異動が続く。1905年には定員数が50名から35名になったが、これと前後して、1904年には新規在任者9名・離職者5名、1905年には新規在任者12名・離職者16名と、異動の大きな山が見える。実数の上では、1903年38名、1904年36名、1905年32名というように、大きな変動には見えないが、内訳をみると、相当数が入れ替わっており、流動性を伴っていたことがわかる。

5.2 民族別分布と階層性

ここでは、同時期の在任者を内地人・台湾人の民族別に明示するとともに、各人・各時期の官等を示しながら、両者の分布と階層性を可視化しながら分析してゆく。

表6は、各年の在任者につき、在任した年順に示し、新規在任者の官等の高い順から掲出したものである。氏名と在任した時期に“網かけ”を施した者が内地人、“網かけ”がなく白色のままの者が台湾人を示している。また、高等官はマル数字で官等を示し、判任官は白抜きマル数字で示した（表6の註2を参照）。こうすることで、どの年に誰が/何名が着任し、どの年に誰が/何名が離職したのかを明示するとともに、官等と民族の分布を可視化する。

まず、初年の1898年を見ると、最高位の鉅鹿赫太郎はじめ5人の内地人の高等官が頂点に在任し、その下の判任官を見ると、判任官2等の広瀬桂太郎から4等の持木宗像まで、判任官の上層部もまた、内地人で占有されていることがわかる。同年の8名の台湾人通訳たちは、判任官8等から10等までに限定され、内地人通訳との官等の乖離は一目瞭然である。このように、初年22名の法院通訳のなかに民族別の階層群が看取できる。翌年は新規・離職者ともに皆無であり、この状態は継続している。

1900年には、前述のように定員倍増に伴う新規在任者23名が新たな通訳群として加わり、判任官の上層部の2等から6等にかけて、さらに内地人通訳が蓄積され、かつ、6等以下に台湾人・内地人の混在する様子が看取できる。ただし、混在するなかにも、同じ8等から始まった内地人（川合真永・中間小二郎・林覚太）と台湾人（施錫文・張禹鼎・白楚珩・林子安）では、総じて内地人通訳の方がその後の昇進（官等の上昇）が早い。

1901年以降になると、新規在任者は内地人が大部分を占め、台湾人の新規在任者は1900年1名（楊廣堯）・1905年3名（王武瑤・鄭蘭汀・頼雨若）、1907年1名（楊潤波）・1909年1名（葉清耀）と、数年に一人に近い細々とした登用状況になってしまっている。

ただし、ここで再度、前述の『語苑』に目を転じてみると、1909年8月の『語苑』の役員の総数39名のうち、内地人29名・台湾人10名である。その台湾人役員はすべて「編輯委員」との肩書きを持ってはいるものの、しかしその職業は「法院雇」として月俸18～25円程度で法院で雇用されていた⁵³⁾。

これらのことから、判任官の通訳のポストは内地人が占有してゆく傍らで、台湾人は正規の官吏職員ではない「雇員」として俸給も低く抑えられながら、法院の実務を下支えし、かつ、内地人の法院通訳たちの台湾語学習の組織化の一端に組み入れられていたといえよう。

表6 法院通訳の在任者の変遷

	1898	1899	1900	1901	1902	1903	1904	1905	1906	1907	1908	1909	1910
鉦鹿 赫太郎	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑥		⑥	⑤	⑤	⑤	⑤
磯部 栄太郎	⑧	⑧											
呉 泰寿	⑧	⑧	⑦										
武藤 百智	⑧	⑧	⑦										
藤野 貞順	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑥						
広渡 桂太郎	②	②	②	⑧	⑧								
大谷 久吉	③	③	③	③	③								
草鹿 又次郎	③	③	③	③	③	③							
篠原 庄太郎	③	③		⑤	⑤	④							
松山 才四郎	③	③	③	③	③	③							
横田 次郎	③	③	③	③	③	③	②	②	②				
加藤 能言	④	④											
戸田 義勇	④	④											
持木 宗像	④	④											
張 朗山	⑧	⑧	⑧	⑦	⑦	⑦							
陳 駿清	⑧	⑦											
陳 文溪	(?)	⑦	⑦	⑥	⑥	⑥	⑥	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	
李 玉如	⑧	⑦	⑦	⑥									
趙 鐘麒	⑨	⑨	⑧	⑧	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑥	⑥	⑥	(43)
張 浚三	⑨	⑨	⑧										
林 秋江	⑨	⑧											
陳 阿来	⑩	⑨	⑧	⑧	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑥	⑥	⑥	
穎川 甲子郎			⑦										
岡本 忠平			②	⑧	⑧	⑦							
神谷 愿太郎			③	③	③	③							
榊原 源太郎			③	③	③	③	②	②	②	②			
本島 正礼			③	③	③	②	②						
池田 載			⑤	⑤	⑤	⑤							
河内 圭司			⑤	④	④	④							
小池 信美			⑤	⑤	④								
高柳 昇			⑥	⑥	⑤	⑤							
邱 心源			⑥	⑥									
黄 山			⑦	⑦	⑥								
林 久三			⑦						⑥	⑥	⑤	⑤	⑤
本田 清人			⑦	⑥	⑥	⑥	⑤						
王 錦堂			⑧	⑦	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥				
岡村 勇吉			⑧										
川合 真永			⑧	⑦	⑥	⑥	⑥	⑤	⑤	④	④	③	③
施 錫文			⑧	⑧	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑥	⑥	⑥	
張 禹鼎			⑧	⑧	⑦	⑦	⑦						
中間 小二郎			⑧	⑧	⑦	⑥	⑥	⑤	⑤	⑤	⑤	④	④
白 楚珩			⑧	⑧	⑦	⑦	⑦						
林 覚太			⑧	⑦	⑦		⑥	⑥	⑤	⑤	⑤	④	④
林 子安			⑧	⑦	⑦	⑦	⑦						
毛 開華			⑨	⑨									
彭城 邦貞				⑤	⑤	⑤	⑤						
牧瀬 省三郎				⑥	⑤	⑤	⑤						
安藤 元節				⑦	⑦				⑧	⑦			
沢谷 仙太郎				⑦	⑥	⑥	⑥		⑥	⑥	⑤	⑤	⑤
原 清一				⑦	⑦	⑦	⑥						
三浦 権三郎				⑦	⑥	⑥	⑥						

八幡 喜一				7	6	6								
森 武敏				8	7	6	6	6						
楊 庚堯				8	7	7	7	7	7	6	6	6		
今田 祝蔵				9	9	8	7	6	6	5	5	5	4	
平沢 平七					7									
池田 忠吉						3	3							
岩崎 敬太郎						6		6	6	5	5			
氏原 静修						7	6	6	5	5	5	4	4	
有馬 貞吉						8	7	6	6					
森 鶴松						4								
有馬 傳蔵						5	5	4	4	3				
清 桐太郎						5	5							
折田 虎彦						7								
高木 教四郎						7	7							
石川 新太郎						8	7	7	6	6	6	6	5	
小野 真盛						8					7	7	(43)	
佐伯 達人						8	7		6	5	5			
谷 信敬							6	6	6	5	5	5	5	
天羽 次忠							8	8						
市成 乙重							4							
松井 安彦							4							
原 一鶴							7	6	6	5	5			
王 武瑤							7	7						
片岡 巖							8	7	7	6	6	6	6	
韓 勲夫							8	8	7	7	6	(43)		
鄭 蘭汀							8	8						
頼 雨若							8	8	(28)					
西川 義祐							9	8						
水谷 利章								6	6	5	5	5		
仁礼 龍吉								8	6	7	7	(43)		
山中 幸吉								9						
飛松 次郎									2	2	2	1		
太田 虎太郎									7	7	6	(43)		
山本 清喜									7	7				
岡 喜十									(25)	7	7	(43)		
楊 潤波									(25)	(25)	(28)	(37)		
杉本 卓										7	7			
後藤 佐太郎										(25)	7	(37)		
高橋 重吉										(28)	7	(37)		
藤村 千代吉										(28)	7	(37)		
平瀬 隆之助											6	6		
葉 清耀											(25)	(35)		
竹田 正夫												(30)		
各年の在任者数	22	22	38	43	41	38	36	32	33	31	33	32	26	
定員数	25			50				35					29	

註1：本表の典拠は、表5と同じ資料から、岡本が在任者を抽出して作成。
 註2：在任した年に在任時の官等を示し、在任していない年は、空欄とした。在任時の官等については、マル数字は高等官の官等を示し（例：⑤は、「高等官5等」を示す）、白抜きマル数字は、判任官の官等を示し（例：⑤は、「判任官5等」を示す）、判任官でない者については月俸を（ ）内に示す。
 註3：新規に在任した年の官等の順に、掲出する。
 註4：氏名欄に“網かけ”を施したものは内地人、それ以外は台湾人を示す。

おわりに

以上のように、本稿では、法院通訳について、1896年から1910年までを対象とし、まず第2章では法院通訳をめぐる制度設計について、その待遇と定員数から検討した。そして、「裁判所構成法」の司法官任用方針を基本として法院が創設された2年後に、本国にはない制度として法院通訳が設置されたこと、しかし定員数の変遷過程では、通訳兼掌制度との相互補完的な運用や、裁判事務の行政官への一部委譲などにより、削減の対象にされたことを明らかにした。第3章においては、在任者の状況を3つの時点を定点観測的に検討した。そして、副通訳や台湾人通訳への台湾総督府の警戒の視線、高等官の漸減と台湾語学習をする判任官の通訳群の形成について明かにした。第4章では、在任者の実数の変遷を民族別の数値も視野に入れながら検討した。第3章で指摘した点を、さらに実数を示して通時的に確認するとともに、民族別比率について、内地人通訳の比率の上昇、台湾人通訳の比率の低下を指摘した。第5章では、法院通訳の在任者の流動性と階層性について、新規在任者・離職者に着目して人事の流動性を検討し、さらに、同時期の在任者を民族別に官等とともに示しつつ、内地人・台湾人両者の分布と階層性を可視化しながら検討した。そして、第4章で見た実数の変遷のかけには、新規在任者・離職者が時に大規模に存在し、法院通訳は固定的な人材で構成されていたわけではなく流動性を伴っていたことを明らかにした。そして、民族分布と階層性の検討からは、内地人通訳が上層部を占めていたこと、台湾人通訳に比して昇進が早いこと、台湾人通訳の新規登用は次第に抑制され、台湾語を学習する内地人の判任官通訳群が形成されていったこと、他方で、台湾人は法院雇として存在しつつ台湾語学習の組織化に組み入れられてゆくなど、次第に周辺化されていったことを明らかにした。

以上のような状況は、あくまで1910年までの統治初期約15年間における状況を分析したにとどまる。台湾において「内地延長主義」が基本方針となる1920年代、「国語普及政策」が席卷する1930年代以後、「皇民化政策」が主流となる1940年代における言語状況においては、法院通訳の状況は、どのような変遷をたどるのか。『語苑』で分析した官僚組織における台湾語学習の変遷とあわせみながら、今後の検討課題としたい。

注

- 1) 本稿は、同志社大学人文科学研究所の第19期(2016～2018年度)第12研究会「脱植民地化と植民主義の現在」(代表:水谷智教授)の共同研究の成果であり、かつ、文部科学

省の科学研究費・基盤研究 (B)「言語帝国主義と「翻訳」- 帝国とその「辺境」の文化変容」(16H03467), 基盤研究 (A)「岡松参太郎を起点とする帝国と植民地における法実務と学知の交錯」(18H03618) の成果の一部である。

- 2) 岡本真希子『植民地官僚の政治史- 朝鮮・台湾総督府と帝国日本』(三元社, 2008年), 松田利彦『日本の朝鮮植民地支配と警察—一九〇五年—一九四五年』(校倉書房, 2009年), 李炯植『朝鮮総督府官僚の統治構想』(吉川弘文館, 2013年), など参照。
- 3) 岡本真希子「日本統治時代台湾の法院における通訳たち」(国史館台湾文献館編『第五屆台湾総督府檔案學術研討會論文集』国史館台湾文献館, 台湾: 南投, 2008年) 153~174頁。
- 4) 日本における「国立国会図書館デジタルコレクション」・「アジア歴史資料センター」, 台湾における中央研究院台湾史研究所檔案館や国史館台湾文献館などの『職員録』・『官報』・『台湾総督府報』・『台湾総督府公文類纂』などの基礎資料が, WEB上から無料で閲覧可能。
- 5) 日本本国(「内地」)に本籍を置く日本人のこと(日本統治期の戸籍は血統主義であり, 出生地主義をとらない)。日本統治期には「内地人」と呼称(以下, カッコを省略する)。
- 6) 王泰升『台湾日治時期法律改革(修訂二版)』(台北: 聯經出版, 2014年9月修訂二版[初版は1999年], 王泰升『具有歷史思維的法學: 結合台灣法律社會史與法律論證』(台北: 元照出版, 2010年) 王泰升[鈴木賢・松田恵美子・西英明・黄詩淳・陳宛妤・松井直之・阿部由理香, 訳]『台湾法における日本の要素』(台北: 台大出版中心, 2014年), など参照。
- 7) 前掲王泰升『台湾日治時期法律改革(修訂二版)』174~184頁, 曾文亮・王泰升(合著)「被併呑の滋味: 戦後初期台湾在地法律人才的處境與遭遇」(『臺灣史研究』14巻2号, 台北: 中央研究院臺灣史研究所, 2007年6月, 89~160頁), 参照。
- 8) なお, 本稿筆者は, 内地人司法官の在任状況と流動性に着目し, 以下の論考で台湾統治初期に焦点をあてて検討した。岡本真希子「植民地統治初期における台湾総督府法院の人事- 判官・検察官の任用状況と流動性を中心に-」(『社会科学』第48巻第2号, 同志社大学人文科学研究所, 2018年8月, 239-275頁)。個別の内地人司法官に関する先行研究については, 同拙稿の註4を参照。
- 9) たとえば, 前掲の王泰升『台湾日治時期法律改革(修訂二版)』(166~168頁)では, 「台湾司法人員數目(1897-1943)」のなかで法院通訳数を提示し, 1901年=41名, 1904年=28名, 1909年=27名と記載している。しかし本稿で検討資料とした『職員録(甲)』で確認する限り, 高等官を含めた在任者は, 1901年=43名, 1904年36名, 1909年=32名で, 通訳の合計数は超過している(同書は1999年初版。初版時に典拠とした資料自身に記載内容の不備があったのではないかと推測される)。なお, 『職員録(甲)』においても在任者の脱落は免れ得ないが, その性質や限界などについては, 本稿の註34を参照。
- 10) 富田哲「日本統治期台湾の通訳者, 通訳をめぐる近年の研究動向」(『世界の日本研究 2017- 国際的視野からの日本研究』国際日本文化研究センター, 2017年, 322-334頁)。この富田論文には「岡本は台湾の成功大学在職中, 楊[承淑: 岡本補足]主催の研究会に参加していたことがあり」(331頁)との記載があるが, 岡本の通訳関連の一連の研究は, 国立成功大学人文社会科学研究所に依るものであり, 富田のいう当該研究会とは関係はない。こ

の点につき富田氏に確認したところ、この部分に限り未確認のまま執筆したものであり、岡本自身が自らの論考において訂正を記載する旨に同意を得ているため、ここに記す。

- 11) 前掲富田「日本統治期台湾の通訳者、通訳をめぐる近年の研究動向」332頁。
- 12) 1910年代以降1940年代前半までの「法院通訳」に関しては、岡本真希子「日本統治前期台湾の官僚組織における通訳育成と雑誌『語苑』－1910－1920年代を中心に－」（『社会科学』第42巻第2・3合併号、同志社大学人文科学研究所、2012年12月、103～144頁）、同「『国語』普及政策下台湾の官僚組織における通訳育成と雑誌『語苑』－1930－1940年代を中心に－」（前掲『社会科学』第42巻第4号、2013年2月、73～111頁）、参照。
- 13) 水野かほる・津田守ほか編著『裁判員裁判時代の法廷通訳人』（大阪大学出版会、2016年）、水野真木子・内藤稔『コミュニティ通訳〔新装版〕』（みすず書房、2018年）、参照。
- 14) 橋内武・堀田秀吾『法と言語－法言語学へのいざない』（くろしお出版、2012年）、ジョン・ギボンズ〔中根育子（監修）、鶴田知佳子・水野真木子 ほか（翻訳）』『法言語学入門－司法制度におけることば』（東京外国語大学出版会、2013年）、参照。
- 15) 陳允萍 Peter『司法通訳』（台北：零極限文化出版社、2017年）、参照。
- 16) 前掲岡本「植民地統治初期における台湾総督府法院の人事」第2章、参照。
- 17) ただし、明治期前半期の那覇地方裁判所における「土語」話者に対する「通訳」使用、愛知裁判所における「名古屋言葉」に対する「通訳官」使用などのエピソードなどは確認しえる（「沖縄司法雑談」『法律新聞』第85号、1902年5月5日「雑報」欄。石壺山人「田健次郎君の昔咄し」『法律新聞』第58号、1901年10月28日「法曹叢談」欄。〔『法律新聞』データベース、「日本研究のための歴史情報」HP所収。2018年8月12日閲覧〕）。
- 18) なお、法院の雇員・嘱託などの非正規の通訳の存在については、別稿に譲る。
- 19) この改正時の法院書記は、すべて判任官で、その職務は、以下のようである。①「民事刑事の審判に関する準備を為し法廷に立会調書を作り及一切の訴訟記録を整理保管す」、②「上官の指揮を承け法院に於ける諸般の事務に従事す」（第13条）。
- 20) 前掲岡本『植民地官僚の政治史』第1章、参照。
- 21) 「台湾総督府法院奏任通訳官等俸給ノ件」（明治31年7月勅令第165号）。
- 22) なお、1904年に奏任官の法院通訳の待遇改善が行われるが、統治初期の高等官の法院通訳の待遇と履歴については、現在準備中の別稿に譲る。
- 23) たとえば、「学友会」について、富田哲「統治の障害としての「通訳」－日本統治初期台湾総督府「通訳」に対する批判」（『淡江日本論叢』第23号、新北市（台湾）：淡江大学日本語文学系、2011年、205～229頁）、参照。
- 24) 前掲岡本「『国語』普及政策下台湾の官僚組織における通訳育成と雑誌『語苑』」78～81頁、参照。
- 25) なお、法院通訳にどのような能力が期待されていたのかは、法院通訳設置時の『台湾総督府公文類纂』や、法院条例制定時の本国との往復文書などにおいては、管見の限り記載はなく、現時点では明確には判明しない。ただし、当該期日本内地における「清国語」（「支那語」「清語」などとも呼称）教育は北京官話中心であったこと、日清戦争時には「清国語」

通訳の不足が深刻な状況であったこと、台湾領有時には「清国語」通訳と現地社会の言語（台湾語を含む）との齟齬などが改めて顕在化したなどがあった（これらについては、拙稿「日清戦争期における清国語通訳官－陸軍における人材確保をめぐる政治過程－」『国際関係学研究』No.45, 津田塾大学研修・紀要委員会, 2018年2月刊行予定に譲る）。したがって、「中国語」の多様性に対応できる基準や、それを満たす人材を明確化できないまま、さしあたり存在する人材で通訳を補填し、その仲介として「副通訳」が必要となったと考えられる。法院通訳の学歴・経歴を検討した上での今後の検討課題としたい。

- 26) 「台湾総督府法院職員官等俸給及定員令ヲ改正ス」『公文類聚』第23編・明治32年・第13巻（アジア歴史資料センター所蔵。レファレンス番号：A01200879600。以下、同資料センターの資料は、「資料タイトル」および「アジ歴資料」レファレンス番号、のみを記す）。
- 27) 「台湾総督府法院職員官等俸給及定員令中ヲ改正ス」『公文類聚』第29編・明治38年・第5巻（「アジ歴資料」A01200226000）。
- 28) 犯罪即決制度の変遷や処理された刑事案件数などについては、前掲王泰升『台湾日治時期法律改革（修訂二版）』223頁の「表3-9」、参照。
- 29) 台湾総督府警務局『台湾総督府警察沿革誌』第二編下巻（台湾総督府警務局, 1942年）328～329頁。この説明の原本と考えられるものとして、「犯罪即決ニ関スル律令発布ノ件」(『台湾総督府公文類纂』明治37年・永久保存・第55巻。冊號982－文號1)、参照。
- 30) 台湾土地登記規則とその運用については、宮畑加奈子「日本統治時代の台湾における司法実務の運用について」(『広島経済大学創立四十周年記念論文集』広島経済大学創立四十周年記念論文集刊行委員会, 2007年)、同「台湾における慣習法の史的変容について」(『広島経済大学研究論文集』第35巻第4号, 広島経済大学経済学会, 2013年3月)、参照。
- 31) 前掲「台湾総督府法院職員官等俸給及定員令中ヲ改正ス」(「アジ歴資料」A01200226000)。
- 32) 「台湾総督府判任文官及巡査看守ニシテ土語通訳ノ事ヲ兼掌スル者ニ特別手当支給ノ件」(明治31年4月勅令第68号)。制定当初の月手当は7円以内。
- 33) 同時期の通訳兼掌制度については、岡本真希子「台湾人巡査補をめぐる統合と排除」(『社会科学』第41巻第1号, 同志社大学人文科学研究所, 2011年6月)、参照。
- 34) 前掲岡本「植民地統治初期における台湾総督府法院の人事」で同じ資料を用いて、司法官の在任者について分析を加えた。同論文の註18で詳細に説明したように、台湾総督府に固有の『職員録』も存在しているが、本稿の対象時期については、欠本のある年も多いため、可能な限り同一基準を用いるために、各年版が揃う内閣官報局発行の『職員録(甲)』を基本的な資料として用いる。明治期の『職員録(甲)』は1年1回発行であるため、短期間の在任者は記載から漏れる場合があるが、継続的に在任者を把握できるツールとして有効であるため、本稿の資料として使用する。ただし、表2では、通訳設置後の直近の在任者把握のために『台湾総督府職員録』を用いる。
- 35) 同一人物が複数の法院を兼官している場合には重複を排除して、人数のみを算出した。
- 36) 呉泰寿は、長崎県出身で陸軍通訳の経験者。
- 37) 前掲岡本「日本統治時代台湾の法院における通訳たち」153～174頁。

- 38) 資料原文では「土人」の文字が「本島人」に削除訂正されている。なお、本稿の引用文中において、「土人」「支那」などの差別的表現を含むが文言が含まれるが、資料からの引用については、そのままとした。
- 39) 「土人通訳判任官ニ任用ニ付監督方通達」(『台湾総督府公文類纂』明治31年・甲種永久保存・第4巻。冊號242-文號51)。この資料の引用部分中でも、「土人」の文字が「本島人」に削除訂正されている。
- 40) 「法院通訳趙秀山免本官」(『台湾総督府公文類纂』明治31年・乙種永久保存進退追加・第9巻。冊號344-文號34)。9月8日懲戒免官の趙秀山は、11月時点の『職員録』からは脱落しており、その後任に表1に記載した陳文溪が任命された(「陳文溪法院通訳任命」『台湾総督府公文類纂』明治31年・乙種永久保存進退追加・第11巻。冊號346-文號43)。
- 41) 図の原題は「於台北地方法院盧錦春公判庭見取図」(『高山國』第5号, 1899年12月号, 14～15頁)。この図の説明文では、法廷における後藤新平の態度を批判し、「後藤が法廷に傍聴に出るさへ大人気なきに、況して掛りの役人と相耳語談笑するに至りては、何等の失態ぞや」「法廷の現状を即席描写せる別頁の見取り図に就て之を知るべし」という(同11頁)。
- 42) 『高山國』は、在内地人の「民間人」発行雑誌(李承機「植民地統治初期における台湾総督府メディア政策の確立」『日本台湾学会報』第4号, 2002年7月, 90頁, 参照)。『高山國』は、国立台湾図書館「日治時期期刊影像系統」のデジタル資料で閲覧した。
- 43) 盧錦春については、陳怡宏『忠誠と叛逆の間－1895～1901年間:台北、宜蘭地区「土匪」集団研究』(国立台湾大学歴史学研究所碩士論文, 2001年)76～86・90～93・116～117頁。陳怡宏「邁向土匪之路－1895～1901年間:北宜古道與「土匪」興起關係」(『宜蘭文獻雜誌』75・76巻, 2006年6月)202～246頁。
- 44) 図1では、「判事」「検事」というように、本国の司法官の呼称で記されている。
- 45) 鉅鹿赫太郎も長崎出身。長崎出身者や高等官通訳については、現在準備中の別稿で論ずる。
- 46) 「盧阿爺公判の模様」(『台湾日日新報』1899年11月10日, 第2面)。
- 47) 「盧阿爺以下の公判決定」(『台湾日日新報』1899年11月16日, 第2面)。
- 48) 「通訳採用方ニ関スル通達」(『台湾総督府公文類纂』明治31年・甲種永久保存・第15巻。冊號254-文號38)。
- 49) 「副通訳監督方ニ付法院長檢察官長ニ内訓 内訓五四号」(『台湾総督府公文類纂』明治31年・甲種永久保存・第4巻。冊號242-文號25)。
- 50) 「訓令第二号法院副通訳服装ノ件」(『台湾総督府公文類纂』明治34年・乙種永久保存・第10巻。冊號608-文號13)。
- 51) 翻訳官については、富田哲「日本統治期台湾をとりまく情勢の変化と台湾総督府翻訳官」(『日本台湾学会報』第14号, 2012年, 145～168頁), 参照。
- 52) 以下、本稿の『語苑』関係の記述は、前掲岡本「日本統治前半期台湾の官僚組織における通訳育成と雑誌『語苑』」に依る。法院通訳の経歴は同論文「表1」(109～114頁)に掲載。
- 53) 前掲岡本「日本統治前半期台湾の官僚組織における通訳育成と雑誌『語苑』」の「表1」中の台湾人編輯委員の項(113～114頁), 参照。